

令和8年8月18日

広島県内最大級の密売人を逮捕 (覚醒剤約 310 グラムほか約 2000 万円相当の多種薬物を押収)

中国四国厚生局麻薬取締部は、広島県警察と合同捜査を実施し、本日、広島市内在住の自称自営業の男性(58歳)を、覚醒剤取締法違反・麻薬及び向精神薬取締法違反(営利目的所持事実)・医薬品医療機器等法違反(業としての所持事実)で逮捕し、報道発表しました。

●逮捕事実

被疑者は、氏名不詳者と共謀の上、令和8年5月30日、広島市中区のマンションの一室において、

- ・第1 みだりに、覚醒剤フェニルメチルアミノプロパン塩酸塩268.991グラム、麻薬である大麻197.676グラム及び麻薬であるコカイン塩酸塩72.387グラムを所持し、
- ・第2 医療等の用途以外の用途に供するため、業として、指定薬物であるエチル＝1－(1－フェニルエチル)－1H－イミダゾール－5－カルボキシラート(通称エトミデート)を含有する液体0.57グラムを所持した

もの。

※別件で、覚醒剤41.412グラム、大麻78.556グラムも押収。

●押収物

- ・ 覚醒剤 310.403グラム(459袋)
- ・ 大麻 276.232グラム(28袋)
- ・ コカイン 72.387グラム(73袋)
- ・ エトミデート 0.57グラム(1本)
- ・ 注射器 3019本

●罪名及び罰条

- ・ 覚醒剤取締法違反 同法第41条の2第2項、第1項
法定刑:1年以上の拘禁刑、情状により500万円以下の罰金を併科
- ・ 麻薬及び向精神取締法違反 同法第66条第2項、第1項
法定刑:1年以上10年以下の拘禁刑、情状により300万円以下の罰金併科
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反 同法第83条の9、第76条の4
法定刑:5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金、又は併科



押収した覚醒剤約 310 グラムほか約 2000 万円相当の多種薬物



押収した覚醒剤



押収した大麻



押収したコカイン